

公正証書遺言について

遺言の種類

遺言には、いくつかの種類があり、それぞれの要式が法律で定められています。中でも代表的なものが「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」です。この二つには、下の表のような違いがあります。

不要なトラブルを防止し、遺言の内容を確実に実現するために、公正証書遺言の作成をおすすめいたします。

	自筆証書遺言 遺言者本人が自筆で作成する	公正証書遺言 遺言者本人が口述し、公証人が筆記する
証人	不要	2人以上必要 ※推定相続人、受遺者等は不可
作成者	遺言者本人 ※必ず、すべてを自筆で書くこと	公証人
印鑑	実印・認印のいずれも可	遺言者：実印 証人：実印・認印のいずれも可
検認	必要	不要
メリット	・遺言の内容を秘密にできる	・形式や内容の不備がなく確実 ・遺言の存在が明確になる
デメリット	・紛失や隠蔽、偽造、改ざんの恐れあり ・形式不備などで無効になる可能性あり	・費用がかかる
費用	不要	必要

公正証書遺言見本

平成〇年第〇〇〇号

遺言公正証書

本職は、遺言者甲の嘱託により、証人乙・証人丙の立会のうえ、次の遺言の趣旨の口授を筆記しこの証書を作成する。

- 遺言者は遺言者が所有する一切の財産を同人の妻丁に相続させる。
- この遺言の執行者を下記のとおり指定する。

住所
氏名

以上

本旨外要件
〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
無職 遺言者 甲
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

上記遺言者は本職氏名を知らず面識がないので法定の印鑑証明書をもってその人違いでないことを証明させた。

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
会社員 証人 乙
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
会社員 証人 丙
昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

上記遺言者及び証人に読み聞かせたところ各自筆記の正確なことを承認し、下記にそれぞれ署名、捺印する。

遺言者 甲 印
証人 乙 印
証人 丙 印

この証書は民法第969条第1号乃至第4号の方式により作成し同条第5号に基づき本職下に署名捺印する。

平成〇年〇月〇日
〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
〇〇法務局所属 公証人 〇〇〇 印